

令和7年第6回 岡谷市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和7年6月26日(木) 午後1時55分から午後2時40分

2. 場 所 401B会議室

3. 出席者(15人)

I. 農業委員(8人)

会 長	1 番	宮澤 淑
委 員	2 番	今井 久夫
”	3 番	濱 由美子
”	4 番	山岡 啓助
”	5 番	早出 澄雄
”	6 番	清水 江身子
”	7 番	山田 和男
”	8 番	高林 敬子

II. 推進委員(3人)

	小口 建二
	山崎 和彦
	伊藤 範雄

III. 事務局職員(4人)

局 長	小林 隆志
次 長	宮坂 征憲
主 任	後藤 円佳
会計年度職員	黒河内 規子

4. 欠席委員

なし

5. 議事録署名委員

2 番	今井 久夫
5 番	早出 澄雄

6. 議 事

- ・議案第24号 農地法第3条の規定による許可処分について
- ・議案第25号 農地法第4条の規定による許可申請書の進達について
- ・議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請書の進達について
- ・報告

7. 会議の概要

【開会 午後1時55分】

高林会長代理 定刻前ですが、これから令和7年第6回岡谷市農業委員会総会を開催します。本日は全員が出席していますので、本総会はここに成立していることを宣言します。それでは会長から挨拶をよろしく申し上げます。

会長 あいさつ(省略)

それでは日程3に入ります。本日の議事録署名委員の指名をいたします。2番 今井 久夫 委員、5番 早出 澄雄 両委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
(了承)

議長 それでは日程4の議事に入ります。議案第24号 農地法第3条の規定による許可処分につきまして上程をいたします。1番、地区は小坂地区です。山岡委員よろしく申し上げます。

山岡委員 説明いたします。申請地の概略の位置は、県道岡谷茅野線を諏訪方面に進み、小坂信号機を旧道方面に右折し、太田屋墓石センターを中央道方面に進み、ボックスを通り抜け、栃久保地域近くの農地です。

〔議案書を朗読〕

次に現地調査及び立会人からの聞き取りの結果を申し上げます。現地調査には譲受人が立ち会いました。申請地の南西側は雑木林、隣接する畑は親戚関係の方が耕作しているとのことです。譲渡人は、高齢のため耕作困難により、畑を譲り受けることになったそうです。畑の境界は、置石などで明確になっていました。譲受人は、キウイフルーツ、カボチャ、ジャガイモの作付けを予定しております。今後、畑を耕作放棄地にしないように頑張るとのことです。また、申請内容について、周辺関係者の了解を得ているとのことです。以上、所有権移転に関して特に問題ないと判断しましたが、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 ありがとうございます。ただいま山岡委員から説明があり、所有権移転について特に問題ないとのことですが、何かご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということで、1番を決定とさせていただきます。続きまして、2番、地区は花岡地区です。山岡委員よろしく申し上げます。

山岡委員 説明いたします。申請地の概略の位置は、スギ薬局岡谷南店から駅南天竜橋を湊

方面に渡り、20mほど進み、Y字路を山際に入り 150mほど進んだ左側に位置し、住宅と農地が混在する地域です。

〔議案書を朗読〕

次に現地調査及び立会人からの聞き取りの結果を申し上げます。現地調査には譲受人と申請代理人が立ち会いました。申請地は道路わきの急傾斜地で、境界はそれぞれコンクリート柱があり明確になっていました。急傾斜地のため、畑はそのままの状態、ジャガイモやネギなどを栽培する予定です。また、申請内容について、周辺関係者の了解を得ているとのこと。以上、所有権移転に関して特に問題ないと判断しましたが、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 ありがとうございます。ただいま山岡委員から説明があり、所有権移転について特に問題ないとのことですが、何かご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということで、2番を決定とさせていただきます。続きまして、3番、地区は駒沢地区です。高林委員よろしくお願いいたします。

高林委員 説明いたします。申請地の概略の位置は、川岸駒沢地区で、県道下諏訪辰野線を辰野方面に進み、川岸東四丁目信号機を左折し、交差点より 300mほど進んだところにあり、周囲は住宅と農地が混在しております。申請内容を申し上げます。

〔議案書を朗読〕

次に現地調査及び立会人からの聞き取りの結果を申し上げます。現地調査には申請代理人が立ち会いました。譲渡人は申請地を相続しましたが、遠方に居住しており有効に利用することができないため、譲受人に申請地を贈与したい、また、譲受人は親の代より農地を借り受け耕作していましたが、農地を譲り受けて引き続き耕作したいとのこと。譲受人は●●に居住しており、申請地近くの親戚に手伝ってもらい耕作を続けるとのこと。隣接地への影響、境界確認ですが、申請地は傾斜地にあるため、上部は市道、宅地のコンクリート擁壁に接し、隣接の農地とはプラ杭等が埋設されており、境界については特に問題ありません。以上、所有権移転に関して特に問題ないと判断しましたが、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 ありがとうございます。ただいま高林委員から説明があり、所有権移転について特に問題ないとのことですが、何かご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということで、2番を決定とさせていただきます。続きまして、事務局から説明をよろしくをお願いします。

宮坂次長 農地法第3条の規定による許可処分の貸借について、案件は4番から10番までの7件でございます。7番が継続、4番から6番と8番から10番が新規となっております。

議長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明があり、何かご異議はございませんでしょうか。

高林委員 ■■はどのような会社でしょうか。

黒河内 福祉施設の会社です。まずは会社の社員2名で耕作をして、貸借期間10年の間に子供たちと一緒に耕作をしていくという計画です。

宮坂次長 ■■は、放課後等デイサービスの会社で、子供主体のおもに6歳から18歳の就学児童・生徒が学校の授業終了後や長期休暇中などに療育目的で通う施設です。

議長 他に何かご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということで、4番から10番を決定とさせていただきます。議案第24号は以上です。続きまして、議案第25号 農地法第4条の規定による許可申請書の進達につきまして上程をいたします。1番、地区は駒沢地区です。山崎委員よろしくをお願いします。

山崎委員 説明いたします。申請地の概略の位置は、県道下諏訪辰野線を辰野方面に進み、諏訪レイクヒルカントリークラブの入り口から入り、東方面に30mほどのところに位置します。周囲は住宅と農地が混在している地域です。申請内容を申し上げます。

〔議案書を朗読〕

次に現地調査及び立会人からの聞き取りの結果を申し上げます。現地調査には申請代理人と申請者が立ち会いました。申請地は道路の反対側に申請者の息子さんの住居がありまして、敷地内の駐車場が不足したために新たに1台分の駐車場を確保するものです。申請地の西側には土手があり、住宅もありますので、のり面を植栽により土砂流出の恐れのないようにして、車1台分の碎石を敷き駐車場にすることです。四隅には木杭があり、境界は明確になっていました。以上、農地転用に関して特に問題ないと判断しましたが、よろしくご審議いただきますようお願いし

ます。

議長 ありがとうございます。ただいま山崎委員から説明があり、農地転用について特に問題ないとのことですが、何かご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということで、1番を決定とさせていただきます。議案第25号は以上です。続きまして、議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請書の進達につきまして上程をいたします。1番、地区は小坂地区です。山岡委員よろしく願います。

山岡委員 説明いたします。申請地の概略の位置は、県道岡谷茅野線を諏訪方面に進み、7月開通予定のスマートインター入りを右折し、旧道を中央道方面に上ったところがあり、住宅と農地が混在している地域です。申請内容を申し上げます。

[議案書を朗読]

現地調査には譲受人▲▲の社員1名が立ち会いました。次に現地調査及び立会人からの聞き取りの結果を申し上げます。転用の目的は、駐車場として運用するということで、△△へ賃借するとのことです。申請地の東側は、以前▲▲が一時転用で設置した現場事務所があります。また、隣接道路は東側の市道からとなります。駐車場は砕石敷きで、雨水は敷地内で浸透とのことです。申請内容に関し、隣接農地所有者の了解を得ているとのことです。また、申請地は埋蔵文化財地域に指定されておりません。以上、農地転用に関して特に問題ないと判断しましたが、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 ありがとうございます。ただいま山岡委員から説明があり、農地転用について特に問題ないとのことですが、何かご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということで、1番を決定とさせていただきます。続きまして、2番、地区は東堀地区です。伊藤委員よろしく願います。

伊藤委員 説明いたします。申請地の概略の位置は、北方面約250mにはJR中央東線、東方面約90mにはファミリーマート岡谷権現町店、南方面約70mにはウエルシア岡谷長地店、西方面約250mには横河川があります。申請内容を申し上げます。

[議案書を朗読]

次に現地調査及び立会人からの聞き取りの結果を申し上げます。現地調査には測

量事務所の社員1名が立ち会いました。境界は四方向ともコンクリート柱で明確になっていました。法面保護については、コンクリート擁壁及びコンクリートブロックにより土留め施工をするとのことでした。雨水は敷地内で浸透柵にて地下浸透処理し、汚水は公共用下水道に接続します。日照についてですが、建物の高さを2階に抑え、隣接農地からの距離も多めに確保しているため周辺農地への影響はないとのことでした。また、埋蔵文化財地域に指定されておられません。以上、農地転用に関して特に問題ないと判断しましたが、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 ありがとうございます。ただいま伊藤委員から説明があり、農地転用について特に問題ないとのことですが、何かご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということで、2番を決定とさせていただきます。議案第26号は以上です。続きまして、報告をお願いします。

後藤主任 農地法施行規則第29条第1号の規定による農業用施設の転用について、下記の通り届出書が提出されたので報告いたします。1件で、半ノ木沢の農振地域の中にある農地について、杜仲茶葉の加工のための作業場及び休憩場として農業用施設を設置するという事で届け出されましたので報告いたします。以上です。

議長 ありがとうございます。以上をもちまして、日程4の議事は終了いたします。

議長 他に何かありますでしょうか。特にないようですので、以上をもちまして、令和7年第6回岡谷市農業委員会総会を閉会します。

【閉会 午後2時40分】

令和7年6月26日

議長 氏名 宮澤 淑

議事録署名委員 氏名 今井 久夫

氏名 早出 澄雄